

学校暴力と厳罰主義

——アメリカのゼロ・トレランスの批判的考察——

船 木 正 文

School Violence and Severe Punishment Policy

——A Critical Study on Zero Tolerance in U.S.——

Masafumi Funaki

[目次]

はじめに

第1章 ゼロ・トレランスの経緯と背景

第1節 連邦ガン・フリー学校法（1994年）のゼロ・トレランス

第2節 州法のゼロ・トレランス

第3節 ゼロ・トレランスの一つの背景—学校犯罪報道の加熱化

第2章 ゼロ・トレランスの「過剰包摂」例と人種差別的効果

第1節 生徒の懲戒処分とその概要

第2節 ゼロ・トレランスの「過剰包摂」例

第3節 ゼロ・トレランスの人種差別的効果

終わりに—ゼロ・トレランスの批判的考察

はじめに

アメリカでは、銃とドラッグが蔓延する社会的病理を背景に、学校を舞台にした銃やナイフを用いた事件、暴力的行為、ドラッグ売買などの暴力や犯罪が頻発している。こうした状況に対して、銃やナイフなどの凶器を学校に持ち込んだり、学校の安全を侵すとみなされる「危険な」行為や「凶器」を厳しく規制し、それに違反する生徒を情状酌量の余地なく退学や停学処分にする厳罰主義のゼロ・トレランスの政策ないしは方針（以下、ゼロ・トレランス）が全米に伝染病のように浸透している。ゼロ・トレランスは、とりわけ連邦ガン・フリー学校法（1994年）を受けて、多くの州が短期間のうちに法律を制定し厳罰対象としての規制行為を連邦法以上に広範に定め、学区教育委員会や学校にその適用の裁量権を与えた。その結果、全米の公立学校で停学・退学処分を受ける生徒が激増し、1998年には全米で310万人以上の生徒が停学になり、約8万7千人

の生徒が退学になっている。⁽¹⁾ これは、停学生徒に限って言えば、約170万人であった1974年度のほぼ2倍である。⁽²⁾

ところで、アメリカの学校犯罪は1990年代に入り減少傾向を示す統計調査が公表されているが、ゼロ・トレランスが受け入れられていく背景の一つに、1990年代後半の一連の学校銃乱射事件とその惨劇をセンセーショナルに伝えるメディアの犯罪報道があげられている。加熱した犯罪報道が、人々の不安感を増大させ、学校や教育委員会は生徒の「問題」行動にきわめて敏感な姿勢で対応していった。⁽³⁾ しかしその一方で、この厳格なアプローチとは大きく異なる、より根源的な問題に目を向け事前の暴力予防に取り組む学校やコミュニティの教育プログラムが注目されている。⁽⁴⁾

本稿では、学校を安全で平和な場所にするため凶器や暴力を一掃し、暴力や犯罪を犯す生徒を排除するゼロ・トレランスに対し、そのデメリットを憂慮する調査や指摘に依拠しながら、第1章で連邦と州、さらには学区レベルでゼロ・トレランスが具体化されていく経緯と背景について概観し、第2章で容赦ないゼロ・トレランスによって生じている「過剰包摂」の多数の事例と人種差別的効果の問題を検討し、最後にゼロ・トレランスが投げかけている問題を考察することにする。⁽⁵⁾

第1章 ゼロ・トレランスの経緯と背景

第1節 連邦ガン・フリー学校法（1994年）のゼロ・トレランス

エールらは、学校暴力の回避あるいは予防対策として、3つのレベルの方策をあげている。第1次的な方策は、生徒への教育を通して暴力の危険を減少させる試みであり、これには全校的な学校規律計画、社会的スキルのトレーニング、衝突解決プログラムなどがある。第2次的な方策は、学校教職員による凶器や持ち込み規制物品の没収である。これはすべての生徒を対象にし、暴力事件の発生や持ち込み規制物品の使用を防止する対策であり、生徒のロッカー、車、机、リュックサックの所持品の無作為検査、金属探知機、監視カメラ設置などの方法があげられる。第3次的な方策は、暴力や犯罪の再発防止を目的に当該生徒が再び違反することを防ぐために、当該生徒を学校から排除する措置であり、ゼロ・トレランスはこれにあたる。⁽⁶⁾

(1) ゼロ・トレランスの意味

そもそも、ゼロ・トレランスは関係機関がその政策や方針を実施する上で重要と判断して定める規則に違反する行為に対して機関が示す断固たる姿勢を特徴づける概念である。いったん規制される行為や事項に関する規則が当該機関で定められた場合、それに抵触すると判断された行為を行為者個人の事情や意図をいっさい考慮することなく許容しない絶対性と非妥協性を含意している。⁽⁷⁾ アメリカ教育省は、ゼロ・トレランスを「特定の違反行為に対して事前に決定された結論あるいは罰を命じるポリシー」と定義づけている。⁽⁸⁾ ゼロ・トレランスは、たとえ軽微であれ規則違反とみなされる行為者すべてに対して「公平」かつ非寛容の精神で一律「平等」に厳格に

処分を課すのである。

ところで、ゼロ・トレランスは1980年代に州・連邦麻薬取締政策で使用されていた用語に由来し、実際1986年にサンディエゴの連邦司法局によって取り入れられ、1988年元連邦司法長官エドウィン・ミースはアメリカの税官吏に対し麻薬を密輸する越境者の船舶、自動車、パスポートを没収できる強大な権限を与えた。その政策は急速に普及し、数カ月の間に環境汚染、越境、スケートボード、人種的嫌がらせ、ホームレス、セクシャル・ハラスメントの問題などにも広範に適用されるようになった。これに対して、アメリカ市民権連合が憲法上の権利の侵害であるとして訴訟に訴える構えを見せるに至り、連邦税官吏サービスでは1990年にゼロ・トレランスを中止した。⁽⁹⁾

(2) 連邦ガン・フリー学校法 (1994年) 以前のゼロ・トレランス

その一方で、ゼロ・トレランスは公立学校の領域で注目され始め、1989年後半カリフォルニア州オレンジ郡とケンタッキー州ルイビル学区が、薬物所持とギャング行為に関与した生徒を退学処分にするゼロ・トレランスを公表した。⁽¹⁰⁾ ニューヨークではヨンカー公立学校で学校の秩序を混乱させる生徒への対策として徹底的なゼロ・トレランスが提案された。いずれも、退学、学校秩序の混乱を理由にした即時停学、司法当局への照会などの処分や措置であり、こんにちのゼロ・トレランスに共通する問題を多く含んでいた。

州レベルでは、1994年以前にも学校で銃を所持した生徒が自動的に退学処分になる法律が制定され (カリフォルニア、ニュージャージー州)、そして全国の教育委員会でその規制を薬物や凶器だけでなく、タバコに関連する違反行為やけんかや言葉による脅迫など学校秩序を混乱させる行為も広く対象とするゼロ・トレランスを段階的に導入し始めた。⁽¹¹⁾ しかし、多くの学区ではゼロ・トレランスが成文化されなかったり、処分内容も不明確であったり処分の適用に一貫性を欠いていた。あるいは、規則違反の生徒は逮捕や告発なしに長期の停学処分を受けるが、実際は短期間に復学するケースも多かった。したがって、生徒に対するメッセージとしても徹底さを欠いていた。⁽¹²⁾

(3) 連邦ガン・フリー学校法のゼロ・トレランス

そこでクリントン政権下、1994年ドラッグ・フリー法を拡大したドラッグ・フリー安全学校・コミュニティ法が定められ、それに続き連邦ガン・フリー学校法が制定された。⁽¹³⁾ これによって、アメリカは生徒規律と生徒懲戒に関する新たな時代に入ったと言われるが、⁽¹⁴⁾ 同法は主に次の内容と要件を定めている。

第1に、初等中等教育法 (1965年) に基づき連邦の補助金を受けている各州は、学区が学校の敷地で凶器 (weapon は firearm を意味すると定めている) を所持していることが判明した生徒を少なくとも1年間退学処分にするを命じる法律の制定が義務づけられたこと、第2に、学校は学校の敷地で凶器を所持した生徒をすべて刑事裁判所か少年司法機関に照会しなければならないこと、第3に、州は退学の要件を個別事情を考慮しケースバイケースで変更できること、第4

に、州は連邦教育省に対し退学者数を報告することを義務づけられたことである。⁽¹⁵⁾

ところで、連邦ガン・フリー法はアメとムチの両面をもち、州の事業に対する連邦の補助金を支給し、他方で学校犯罪に関する法律を制定しない州に対しては連邦の補助金支給を中断できることにした。これが圧力となり、各州は連邦の補助金を失うことを回避するため、ガン・フリー学校法に従い、凶器と規制行為の定義を広げ、学校で凶器を所持する生徒を自動的に退学処分することを命じる法律を制定した。⁽¹⁶⁾

第2節 各州のゼロ・トレランス

こうして、各州は連邦ガン・フリー学校法を受け州法でゼロ・トレランスを定め、学区教育委員会がそれを具体的に実施し、懲戒処分の対象となる規制行為を拡大し適用することにした。しかし、ガン・フリー学校法自体は、生徒の退学処分に関してはゼロ・トレランス法ではない。実際、同法は学区教育委員会に生徒の退学処分の要件や期間をケースバイケースで修正できる権限を認めている。しかし、多くの州と学区はガン・フリー学校法の規定に留意することなく、連邦法で定める規制以上に違反行為の対象範囲を広げる方針を定めた。⁽¹⁷⁾その結果、全米の公立小・中・高校では、少なくとも全体の4分の3の学校がゼロ・トレランスをもち、その内訳は小火器(firearm)については94パーセントが、小火器以外の凶器については91パーセントが、アルコールと薬物についてはそれぞれ87パーセントと88パーセントとなっている。暴力のカテゴリーに含める暴力やタバコについては79パーセントである(アメリカ教育省「アメリカの公立学校における暴力と懲戒 1996-97学年度」)。⁽¹⁸⁾そして、1999年までに小火器と凶器に関するゼロ・トレランスは、9割の学校で定められている。⁽¹⁹⁾

そこで、州法で規制ないし禁止する行為については、ほとんどの州が学校の敷地で銃のみならずいかなる凶器あるいは凶器として使用可能なものを所持している生徒に退学処分を下すよう命じている。銃に加えてナイフや剃刀その他の危険物まで広く規制対象とし、教育委員会は何らかの凶器を1回でも所持していたことを理由に捕まった生徒を即刻退学処分にすることが認められている(カリフォルニア、コネチカット、ハワイ、インディアナなどの州)。⁽²⁰⁾また、州と学区では、ゼロ・トレランスは生徒からの暴力の脅威、凶器を用いない暴行、アルコール・薬物所持やその使用、わいせつ行為、強盗、憎悪に基づいた演説にも適用されることを定めている州もある(カリフォルニア、ハワイ、オハイオ、テネシーなどの州)。⁽²¹⁾レイプや放火を加えている州もある(ミシガン州)。そして、多くの州は体育行事や学校主催のすべての教育活動、あるいはスクールバスのなかで銃を所持した場合にも対象を広げている(マサチューセッツ、ニュージャージー、テネシー州など)。⁽²²⁾州がキャンパス以外での行為に対するゼロ・トレランスを具体的に明示していない場合でも、多くの学区は判例法に基づき、学校のキャンパス外での行為に対しても学区の裁量を広げ適用した(マサチューセッツ、テキサスなどの州)。⁽²³⁾

なお、ノースダコタ州では、多くの学校はゼロ・トレランスを定めていない。他の州とは銃文

化がまったく異なり、銃を絶対悪とみなしていない。もしコロンバイン高校の生徒が銃の所持を許されていたなら、殺害された生徒には生存へのチャンスがあったかもしれないというのである。⁽²⁴⁾ 停学・退学処分を下す際の裁量ないしはその期間については、一般的に学区教育委員会は学校の敷地で何らかの凶器を1回でも所持した生徒に対しては連邦法が命じている最低1年間の退学を課している。そのなかで、ネバタ州は小火器の所持の発見が2度目の生徒を永久に退学させることを規定し、ミシガン州は学区教育委員会に対して州内のすべての公立学校で凶器を所持した生徒を永久に退学処分にすることができる権限を与えている。ただし、その場合生徒が明確かつ信頼できる方法で凶器の所持を知っていなかったことを証明できる場合においてのみ永久的な退学処分を免れることができる。また、アーカンソー州は学校の敷地、バス、バス停留所での暴力行為を重罪とした。イリノイ州では、学校に銃を持ち込んだ14-16歳の生徒は少年裁判所から刑事裁判所に移送されることにした。

ともあれ、連邦ガン・フリー学校法が定める規制行為の定義と処罰内容は最大基準ではなくあくまで最低基準であり、したがって州立法当局、州教育当局、学区教育委員会は、連邦が定める違法行為と処罰内容を広く定めることも可能である。他方で、前述したように連邦法で州法が州教育当局、学区教育委員会に最低1年間という退学期間を修正することを認めていることから、学校は生徒に対する退学処分を義務づけられていない。しかし、結局において州や学区は連邦法を越えて、むしろ無数の行為を対象に停学・退学処分ができる規定を定めている。⁽²⁵⁾ この点については、学校で小火器あるいは危険な凶器を所持した生徒を処分する上で学校の裁量権が損ねられることを意味していること、⁽²⁶⁾ 現行法では学区教育委員会はたとえ生徒が凶器で他人に危害を加える意図がなかったことを信じたとしても退学処分を課すことを余儀なくさせられること、また学校がたとえば第1学年の生徒も第12学年の生徒も同様に処分したり、年齢が若く自分の行為がもたらす影響を自覚できない生徒や危険な行為に及んでいない生徒も情状を考慮することなく自動的に処分し、それは法の柔軟性を欠くことを意味していること、が指摘されている。⁽²⁷⁾

なお、連邦法は州が退学になった生徒に対し通常の学校以外の場所で代替教育プログラムを提供することを禁止していない。しかし、公立学校は特定の立法による命令がなければ停学ないし退学処分を受けた生徒に対し代替教育プログラムを提供する積極的義務を負っていない。⁽²⁸⁾ 州や学区において代替教育の制度上の違いがあるが、もっとも厳格なゼロ・トレランスを定めていると言われるミシガン州は、退学処分を受けた生徒は第2の立ち直りのチャンスとなる代替教育プログラムへの出席が保障されないのに対し、⁽²⁹⁾ ゼロ・トレランスに革新的アプローチをとるテキサス州は代替教育プログラムへの通学を義務づけている。⁽³⁰⁾

第3節 ゼロ・トレランスの一つの背景—学校犯罪報道の加熱化

ところで、1990年代のアメリカの学校犯罪の傾向については、学校犯罪や学校規律に関するデータが相対的に不足し、客観的な調査報告や集計の必要性が求められている一方で⁽³¹⁾、学校犯

罪の減少傾向を示す統計調査やそれに依拠した指摘が多くみられる。⁽³²⁾たとえば、学校での暴力による死亡件数は1992-3学年度から1999-2000学年度にかけて78.2パーセント減少し（55件から12件に）、学校の敷地での暴力によるけんかは1998年から1999年にかけて12パーセント減少し、学校の敷地でのなんらかの凶器の所持も減少している。⁽³³⁾司法統計局・教育統計ナショナルセンター『学校犯罪の指標と学校安全 2000年』では、1997-8学年度の生徒（5歳から19歳まで）の学校での暴力事件による死亡事故は47件であり、死亡に至らない重大な暴力事件（レイプ、性的暴力、強盗、加重暴行）は学校で約25万3千人の生徒（12歳から18歳まで）が被害を受け、学校以外では55万人だった。また、同年齢の生徒の死亡に至らない重大な暴力事件と暴行未遂事件の合計は学校で約120万件、学校以外では約130万件であった。この数字は、1992年に比較して減少している。⁽³⁴⁾また、1991年と1997年の比較において、高校生の暴力によるけんかが14パーセント減少、けんかで傷害を負った生徒が20パーセント減少し、凶器を持ち込んだ生徒が30パーセント減少し、殺人事件なども同様に減少傾向を示すデータがある（「若者の危険な行動調査」）。⁽³⁵⁾

しかし、1990年代後半以降、ケンタッキー州ウェストパダッカ事件（1997年、高校で3人死亡）、オレゴン州スプリングフィールド事件（1998年、高校で2人、両親も死亡）、アーカンソー州ジョーンズボロー事件（1998年、ミドルスクールで生徒4人死亡）、コロラド州コロンバイン高校事件（1999年、生徒12人と教師1人死亡、犯人生徒2人も自殺）などの一連の銃乱射事件が起き、それが公立学校でのゼロ・トレランスの採用に拍車をかけ、そして事件を報道するメディアの加熱化する姿勢がその傾向をさらに強めていった。⁽³⁶⁾たとえば、コロンバイン高校の銃乱射事件を報じるジャーナリストの「大虐殺」という見出しは、人々の学校暴力に関する誤解を助長させ、学校襲撃事件があたかも頻繁に起こっているかのような誤った認識を生む効果があると指摘されている。⁽³⁷⁾また、メディアは今日の10代の若者と学校環境が荒れていると不正確に描写するその口実としてコロンバイン高校事件を利用しているとする指摘もある。⁽³⁸⁾学校犯罪には限定されないが、1990年代全米の犯罪は全体で13パーセント減少したが、ニュース報道では240パーセント増加し⁽³⁹⁾、1992年から1996年にかけて殺人事件が20パーセント減少したが、ABC、NBC、CBSの3大ネットワークの殺人事件に関する報道は、721パーセント増加しているとする調査分析もある。⁽⁴⁰⁾

こうした報道傾向を背景に、世論の反応には以下のような傾向がみられるのである。たとえば、1997-8学年度に子どもが殺された事件のうち90パーセントは家庭内か家庭近くのコミュニティで発生しているのに、報道の影響で学校が他の場所に比べて危険な場所であるという誤解が生まれている。⁽⁴¹⁾また、1993年以来暴力的な少年犯罪が68パーセント減少しているにもかかわらずアメリカ人の3分の2が少年犯罪が増加していると考えている。あるいは、ウォールストリートジャーナル紙の調査（1998年）では回答者の71パーセントが自分の学校で殺人事件が起こっていると信じ、さらにすべての殺人事件の犯人の少年の96パーセントが郊外と都市の地域で逮捕されているのに、田舎に住む親は郊外と都市部の親より強い恐怖感を表明している。⁽⁴²⁾

要するに、学校銃乱射事件の扱う犯罪報道の特徴としては、第1に、若者や子どもたちを否定的に描き、それによって彼らに対する批判や攻撃を扇動し、コミュニティや親あるいは教職員や生徒の学校犯罪への恐怖感や不安感を募らせ、学校が実際より危険な場所であるという誤解をつくり出しているのである。第2に、メディアの報道は学校犯罪の原因を分析するというより、犯人の生徒への非難と攻撃に終始し生徒の問題行動はいっさい容赦しないという厳罰主義を煽り、学校犯罪の「凶悪」化を強調している。こうした傾向は、ケーブルテレビやインターネットメディアの普及によっていっそう駆り立てられる。第3に、メディアによる犯罪報道は学校犯罪の現実とそれに対する国家としてなすべきことは何かについて人々の理解を不明瞭にし、学校犯罪問題を合理的に思考することを妨げる役割を果たしているのである。⁽⁴³⁾

第2章 ゼロ・トレランスの「過剰包摂」例と人種差別的効果

第1節 生徒の懲戒処分とその概要

生徒の違反行為に対処するために学区と学校管理者によって課される懲戒処分のなかでもっとも頻繁に下される処分は、停学と退学である。⁽⁴⁴⁾一般的に、停学と退学は生徒を学校の教室と教育活動から排除する処分である。停学は、学校から生徒を短期間排除することであり、退学は長期間の排除である。通常、停学は10日未満、退学は10日以上期間である。⁽⁴⁵⁾停学と退学の要件・事由も、州や学区によって異なる。学区教育委員会は州法に従い生徒を停学ないしは退学にする権限を有しているが、その権限は学校（校長と教師）に委任している。ゼロ・トレランスでは、学校による処分内容を審査する学区教育委員会が学校の決定を覆す例はほとんどないようである。⁽⁴⁶⁾

ところで、ゼロ・トレランスが実施されて以降、全米の公立学校で停学と退学処分が激増している。⁽⁴⁷⁾たとえば、シカゴ市の公立学校の場合、1995-1996学年度に公表されたゼロ・トレランスによる年間退学者の調査では、1995-6学年度が81人、1996-7学年度が172人、1997-8学年度が571人、1998-9学年度と1999-2000学年度はそれぞれ1,000人、1,500人（調査統計上、両年度は予想数字で公表されている）と著しく増加している。前に述べたように、ゼロ・トレランスは学校に対しそれぞれのケースの個別事情を考慮し処分内容を修正できる余地を認めているが、多くの場合は学校はゼロ・トレランスで命じられている厳罰を軽減するために裁量権を行使せず、すなわち規定上の処分に対する例外扱いをしないため、初犯の生徒、悪意なしに過ちを犯した生徒、教育的援助が必要な生徒の多数がゼロ・トレランスの網の目にかかり一定期間の退学か停学処分を受けている。そして、なかでも経済的に恵まれていない家庭のきわめて多数の生徒が何らかの代替教育プログラムから見放された状態におかれている。⁽⁴⁸⁾

第2節 ゼロ・トレランスの「過剰包摂」例

さて、ゼロ・トレランスは学校の安全にとってなんら脅威を生じさせない軽微な「違反」行為にも専断的でアンフェアで不合理な方法で適用され、「過剰包摂」(overinclusion)ともいうべき問題を生じさせている。⁽⁴⁹⁾そこで、まずハーバード大学アドバンスメントプロジェクトと公民権プロジェクトによる報告書「教育機会の猶予—ゼロ・トレランスと学校懲戒方針の破壊的效果」(2000年6月)で紹介されている事例を取り上げることにする。⁽⁵⁰⁾同報告書は、次のように述べている。

ゼロ・トレランスはもっとも厳格な意味では、裁量の余地のないガイドラインを示し、今日のアメリカの学校に浸透する哲学になっている。教育ではなく厳格な処罰を肯定する野蛮で厳格な懲戒モデルが用いられ、その結果生徒は教育機会を失うことになる。生徒は学校で犯罪人のように扱われるだけでなく、学校が生徒を処分するために司法当局に大きく依存し始める時、彼らは刑事司法機関に移されることを意味している。多くの州や学区が規制対象を広げるなかで、学校安全にとってほとんどないしはなんら影響を与えない軽微な違反行為をも処罰対象にしている。そして、暴力や薬物とはまったく関連性のない、たとえば校則に対する不服従、反抗的行為や妨害行為などに対し広範に適用されるケースがみられるのである。

その上で、報告書は処分を受けるきわめて多数の生徒に関する統計は真実を正確に物語っていないとしつつ、ゼロ・トレランスという専断的で厳格なルールは、生徒が軽微な非行や悪意のない過ちを犯した時、それを理由にまだ4歳の幼稚園児をも停学や退学にするために熱心に適用され、メディアの注目をひいたきわめて馬鹿げた事例以外にも、まだ多数の事例が明らかにされていないと指摘しつつ、弁護士や親などから報告された多くの事例を紹介している。

- 1 6歳のアフリカ系の生徒が、学校につめきりを持ってきたという理由で10日間の停学（ペンシルバニア州）
- 2 幼稚園の男児が、ハロウィン・コスチュームの一部についていたおもちゃの斧を学校に持ってきたことを理由に停学。8日後に復学（ペンシルバニア州）
- 3 14歳の少年がボーイスカウトのキャンプ旅行から戻り肩かけカバンの中にまちがってポケットナイフを入れたままで登校し停学（オハイオ州）
- 4 第4学年の10歳のアフリカ系少女が、教室で指示された課題に取り組まなかったことを学校に対する反抗とみなされ3日間の停学（マサチューセッツ州）
- 5 圧倒的に白人生徒が多い学区の第9学年のアフリカ系の生徒が肩かけカバンの中に週末の花火遊びで残った線香花火を入れて登校し1年間の停学。代替学校に送られる（ルイジアナ州）
- 6 第7学年のアフリカ系少年が、学校のバスケットボールの試合の勝敗を級友と賭け、賭けに負けた生徒がお金の支払を求めそれが脅しに当たるとされて訴え、学区は重罪にあたる行為として退学処分（カリフォルニア州）

- 7 第10学年の生徒がけんかの最中に教師を脅したとして退学。生徒は白人生徒にずっと嫌がらせを受けていた（カリフォルニア州）
- 8 4歳のアフリカ系の生徒が同級生を遊び場で押し倒したことを告白して1日の停学（コネチカット州）

同様に、PHI DELTA KAPPAN 誌は全国ニュースで報道され関心を集めた停学・退学処分的事例を以下のように紹介している。⁽⁵¹⁾まず、凶器に関連する事例では、

- 1 9歳の生徒が登校中にナイフとマニキュアを見つけられ、1日の停学（オハイオ州）
- 2 17歳の生徒が輪ゴムで紙挟みを級友に打ち、的がはずれてカフェテリア職員の皮膚を傷をつけ退学。7時間州刑務所に入り、無作法な行いをしたという理由で告発され学校職員より退学するよう忠告される（イリノイ州）
- 3 放課後16歳の生徒が17歳の生徒に向けて車のトランクからスキートガンを引き、2人の生徒は退学（アリゾナ州）
- 4 12歳の生徒がおもちゃの銃を教室に持ってきて見せびらかし停学（ロード・アイランド州）
- 5 第2学年の生徒が祖父の時計と折りたたみナイフを持ってきたことを話し、停学。1カ月間地域の代替学校に送られる（ルイジアナ州）
- 6 第6学年の少女がチキンを切るためランチボックスのなかにステーキナイフを入れて持ってきて、教師に使っていいかと聞いたところ警察を呼ばれパトカーに乗せられる。ナイフを取り出さなかったが停学。退学になると脅される（サウスカロライナ州）
- 7 5歳の生徒がバス停留所をかみそりの刃を見つけ教師に見せるため学校に持って行き退学。別の学校に転校（カリフォルニア州）

また、薬物に関連した事例では、

- 1 第7学年と8学年の14人の生徒がパリ旅行中少量のワインを一口飲み停学（コロラド州）
- 2 12歳の生徒がバスの中で喘息もちの生徒の吸入器を一緒に使い課外活動への参加を禁止（メリーランド州）
- 3 第7学年の生徒が同級生と咳きとめ用の風邪薬を飲み薬物禁止方針に反し3日間の停学（ウェスト・バージニア州）
- 4 6歳の生徒がグラウンドで同級生にオーガニック・レモン飴をあげ化学物質禁止の方針に反し停学（コロラド州）
- 5 9歳の生徒が教室で濃縮ミントを分け与え、薬物類似品を所持し与えたという理由で1日の停学。警察の尋問を受ける（ヴァージニア州）
- 6 14歳の生徒が13歳の級友に錠剤を分け与え、退学は免れたが10日間の停学。13歳の生徒は薬物防止教育への出席を同意し10日間の停学。9日後に復学を許可される（オハイオ州）

さらに、その他の事例として、

- 1 12歳の少年が級友を太っていると馬鹿にして足を引きずって歩き、けんか防止のゼロ・トレランス違反で退学（カリフォルニア州）
- 2 5歳の子どもが家からポケットベルを持ってきて自然観察授業で同級生に見せ、ポケットベル禁止の校則に違反し停学（ヴァージニア州）
- 3 6歳の少年が級友にキスをした。少女がキスをしてと少年に言ったが、歓迎しない好まれないタッチングを禁止する校則違反で1日の停学（ノースカロライナ州）

スキバラは、以上の事例は全体のほんの一例にすぎず、軽微なケースに対してもほとんど流行病のように停学や退学処分を下す結果を示していると指摘する。⁽⁵²⁾そして、これらの事例に対する反応は、学校やコミュニティによって大きく異なるが、多くの場合は学区教育委員会を相手に訴えた訴訟は大部分は敗訴している。また、多くの州は方針を修正し個々の事例に対して広く解釈・適用しないようにしたが、学校管理者と教育委員会の多くは、個別的事情を考慮することなく自らの判断は連邦法あるいは州法に拘束されているものであると主張し、人々の非難に対し自らの非を認めていないと批判している。⁽⁵³⁾

ジョーン・ワッサーも、教育委員会がゼロ・トレランスをきわめて一律的に適用する結果、初犯の生徒や校則を知らずにそれに違反した生徒、比較的軽い過ちをした生徒など多数の「良い子」が、暴力行為の前歴がある生徒と同一に処分され、しかも教育的援助が必要な多くの生徒が学校から追放され、これは常識と比例原則に違反している、と非難している。⁽⁵⁴⁾さらに、ジョーン・ワッサーは機械的かつ画一的な厳罰主義に陥っている理由について、学区教育委員会や学校の事情に触れながら次のように指摘する。⁽⁵⁵⁾すなわち、生徒の違反行為の内容や年齢など配慮すべき事情があるにもかかわらず学校当局は法を機械のようにとらえる傾向があるが、教育委員会も校則に違反した生徒を一律的に処遇することが懲戒処分の公正さを証明していると考えている。多くの教育委員会では、訴訟で訴えられる恐怖が彼らをしてゼロ・トレランスのもとで可能な最大の処罰を割り当てさせている。違反行為を犯したすべての生徒を事情にかかわらず最大の処罰で同一に扱うことによって、差別的な懲戒処分であると訴える異議申し立てに対して自らを擁護できると信じているのかもしれない。そして、違反生徒に対する厳罰が他の生徒の安全を守る上で有益であり、生徒に対して法に違反した場合は厳罰を受けるという明確なメッセージを送ることが重要であると考えている。

いずれにしても、ゼロ・トレランスは「問題」生徒を探り出すために広いネットを張りめぐらし、以前であれば生徒が凶器として使用可能か否か、あるいは誰かを傷つけようとしていたか否かなどの事情が斟酌されたり、あるいは教師の口頭による叱責か校長室での訓戒ですんでいた非行が、学校安全にとって脅威になるとラベルを貼られ多数の「普通」の生徒を捕まえているのである。⁽⁵⁶⁾ゼロ・トレランスの広い網かけは、軽微な不品行を大量に捕まえることになるのは当然

の結果である。実際には重大な暴力事件が少なく、軽微な暴力的行為が多いことから、厳しい結果を無差別に適用する政策は少数の重大な暴力事件のために多数の軽微な「違反」行為を包摂する結果になっているのである（1997年調査では、停学処分理由として、暴力的行為でない無断欠席、怠学が1, 2位で、その次がけんかである）。⁽⁵⁷⁾

第3節 ゼロ・トレランスの人種差別的効果

ゼロ・トレランスがもたらさすもう一つの不公正は、人種差別的効果である。ゼロ・トレランスが、結局はアフリカ系やラティーノ系の生徒をターゲットにした「過剰集中」(overrepresentation)を生み出している問題である。前述のハーバード大学アドバンスメントプロジェクトと公民権プロジェクトによる報告書「教育機会の猶予—ゼロ・トレランスと学校懲戒方針の破壊的效果」は、近年の教育省の調査等を踏まえ、次の点が明瞭になったとする。⁽⁵⁸⁾

すなわち、教育省公民局「1998初等中等学校公民権遵守レポート」によれば、全米の公立学校へのアフリカ系生徒の就学率は17パーセントにすぎないのに学校外措置の停学処分は32パーセントであり、これに対し白人生徒の就学率は63パーセントであるのに対し停学・退学はそれぞれ50パーセントである。また、適用研究センターによる調査は、とくにアフリカ系の男子生徒は他のマイノリティの生徒に比較し多数厳罰処分を受けていることを示している。さらに、ゼロ・トレランスはアフリカ系とラティーノ系の生徒が圧倒的に多数通学している学区で多く定められている。これらの学区は暴力に対しては85パーセント、小火器に対しては97パーセント、他の凶器に対しては94パーセント、薬物に対しては92パーセントの割合でゼロ・トレランスを定めており、白人生徒が多い学区より高い比率となっている（1996-7学年度）。また、サウスカロライナ州では、公立学校の全生徒のうち黒人生徒は42パーセントの就学率であるのに、懲戒規則違反で告発されたアフリカ系の生徒は61パーセントとなっている。とりわけ徘徊、秩序の混乱、授業妨害などの軽微な行為で懲戒処分を受けるアフリカ系の生徒は白人生徒に比較し多数である。

そして同報告書では、懲戒処分を受けた生徒にインタビューを行った弁護士は、生徒に対する懲戒処分を決定するのに生徒の人種的要素が大きな役割を果たしていることは明らかだとし、アフリカ系とラティーノ系の生徒の行為が「当局への反抗」や「当局への軽蔑」にあたるとして処分される傾向が強く、ここには人種的偏見が主に反映していると述べている。

その他の事例では、マサチューセッツ州ではアフリカ系の生徒の構成比率は全体の8.4パーセントであるのに対し、退学率は23パーセントであり、ラティーノ系の生徒の構成比率は10パーセントであるのに対し、退学率は33.8パーセントである（1996-7学年度）。これは、州法で生徒の退学処分の判定に際し当該生徒が学校の安全に実質的に悪影響を及ぼすか否かの判断について校長の裁量権を認めていることによるとされている。⁽⁵⁹⁾

また、コロラド州では公立学校生徒の17パーセントがラティーノ系であるが、ラティーノ系の生徒の退学は全体の3分1を占めている。またアフリカ系の生徒は5パーセントであるのに対し、退

学生徒の割合は12パーセントである。フロリダ州は、第6学年から12学年の生徒の懲戒を受けた生徒のうちアフリカ系の生徒が白人生徒より過酷な処分を受けている（生徒擁護全国連合レポート）。ミシガン州ではアフリカ系が40パーセント占めているのに、退学は64パーセントであり、そのうち多くの学区ではアフリカ系の生徒は構成比の2倍の比率で退学処分を受け、その大多数は男子生徒である。⁽⁶⁰⁾その他、停学処分ではアフリカ系の生徒の場合は校外措置としての停学が多いのに比べて、白人生徒はそれより軽い処分にあたる校内措置としての停学が多いとする指摘がある。⁽⁶¹⁾

ゼロ・トレランスの人種差別的効果については、ワッサーも教師と校長がとりわけ学校の裁量の余地が大きい軽微な違反行為の場合白人生徒に比べて白人以外の生徒をより容易に厳罰にしている傾向があること、ゼロ・トレランスで停学と退学処分を受ける生徒の人種比的特徴を示す全国的データはほとんど存在しないが、しかし利用可能な限られたデータではゼロ・トレランスがアフリカ系とラティーノ系の男子生徒に人種的に不均衡な割合で不利な影響を与える結果になっていることが明らかであると指摘している。⁽⁶²⁾

終わりに——ゼロ・トレランスの批判的考察

厳罰主義により学校犯罪や暴力の抑止効果を意図したゼロ・トレランスが、学校安全に効果的か否かをめぐって、その検証に十分な時間や考慮が払われてこなかったし、ゼロ・トレランスが学校暴力を減少させる上で効果的であることを示すデータも実際には存在していないとする評価がある。⁽⁶³⁾この点について、インスレーは少年犯罪一般の減少傾向は1994年のガン・フリー学校法とそれに続いて州が定めたゼロ・トレランス以前からすでに始まり、したがって若者の暴力の減少はゼロ・トレランスの成果の表れであるというより、アメリカ社会全体の暴力の減少の結果によるものと考えられ、そのことはおそらく厳格なゼロ・トレランスの必要性を小さくさせていることを示唆しているであろう、と述べている。⁽⁶⁴⁾以上、これまでの考察を通して明らかにされた問題点を改めて4点に整理し、小論を終えることにする。

第1に、アメリカの公立学校では、金属探知機の設置、ロッカーやリュックサックの検査、スクールポリスの配置と巡回、監視カメラの設置などの方策、さらにはゼロ・トレランスによって「学校の警察化」の状況を呈している。そのなかで、学校・教師は「問題」生徒を犯罪人扱いし、少年司法当局や訴追による裁判へと容易に送り込む水路の役割を果たしている。あるいは、「学校の刑務所化」とも形容される状況のなかで、教師の役割が放棄され警察官あるいは検察官の役割へと置き換えられ、学校懲戒の果たす教育的役割が刑事的処罰にとって代えられているのである。⁽⁶⁵⁾

第2に、「問題」行動の程度が軽微な生徒と危険性がきわめて高い生徒が、それぞれの事情や背景、年齢、あるいは生徒の行為によって予想される危険性の程度と影響がまったく考慮されることなく、十把ひとからげに（one-size-fits-all）厳罰が下されている「過剰包摂」の状況は、ゼロ

考慮、ゼロ思考、あるいはゼロ常識⁽⁶⁶⁾となっていると非難されている。そして、その「過剰包摂」は「過剰集中」という人種差別的効果を伴っていることである。

第3に、厳罰主義で学校から排除される生徒に対する代替教育プログラムの保障が不十分な州や学区では、停学や退学処分が学校からのドロップアウトにつながり、ひいては将来の犯罪者として刑務所に収容される可能性を大きくしていく。それによって、結局は高額の社会的コストを必要とし、⁽⁶⁷⁾かえって問題が深刻かつ悪化することになるであろう。賢明な政策は、生徒に対する安易な停学・退学処分ではなく行き届いた教育的支援・援助であり、退学・停学処分が仮にやむを得ない場合には生徒の更生と基礎的学力を保障する継続的な代替教育である。

第4に、とくに学習が遅れがちで援助を必要としている生徒に対するゼロ・トレランスの教育的かつ心理的影響としては、生徒と学校・教師との信頼関係に否定的影響を与えること⁽⁶⁸⁾、生徒の更生と学校安全の改善にも効果的でないこと、生徒の公正と正義に対する積極的態度の形成にかえって妨げになっていることがあげられている。⁽⁶⁹⁾

注

- (1) The Advance Project and The Civil Rights Project, Harvard University, *Opportunities Suspended: The Devastating Consequences of Zero Tolerance and School Discipline Policies*(2000), <<http://www.law.harvard.edu/groups/civilrights/conferences/zero/2t-reports.html>>, 以下, *Opportunities Suspended*.
- (2) Robert C. DiGiulio, *Educate, Medicate, or Litigate?* 25 (2001). なお、他の統計をあげると、1984年調査では停学または退学処分を受けた生徒は毎年150万人以上とされていた、青木宏治・川口彰義監訳『生徒の権利』教育史料出版会、1990年、67頁。また1996年教育省調査では、6千人以上の生徒が銃を学校に持ち込んだことを理由に退学になっている、Children Defense Fund, *The State of America's Children* 108 (1999).
- (3) Vincent Schiraldi and Jason Ziedenberg, *How Distorted Coverage of Juvenile Crime Affects Public Policy*, in William Ayers, Bernardine Dohrn, and Rick Ayers ed., *Zero Tolerance*, 114 (2001).
- (4) アメリカの厳罰主義と暴力予防プログラムについて、矢部武『少年犯罪と闘うアメリカ』共同通信社、2000年、アメリカの暴力予防プログラム・衝突解決教育について、拙稿「アメリカの衝突解決教育—暴力予防へのアプローチ」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第40号、2002年、201頁以下。
- (5) 厳罰主義を擁護する立場からゼロ・トレランスが学校犯罪の防止と学校安全に寄与していると高く評価する文献もある、加藤十八『アメリカの事例から学ぶ学校再生の決めて—ゼロトレランスが学校を建て直した』学事出版、2000年。
- (6) Mitchell L. Yell and Michael E. Rozalski, *Searching for Safe Schools: Legal Issues in the Prevention of School Violence*, Edited by Hill M. Walker and Michael H. Epstein, *Making Schools Safer and Violence Free* 165 (2001). インスレーによると、トロイ・アダムスは、学校規律への厳格なアプローチとして、安全専門職員の配置などの抑止的方策と、ゼロ・トレランスの懲罰的方法、に分けている、Alicia C. Insley, *Suspending and Expelling Children From Educational Opportunity: Time To Reevaluate Zero Tolerance Policies*, 50 *American Univ. L. R.* 1039, 1048-9 n. 38(2001); Troy Adams, *The Status of School Discipline and Violence*, 567 *Annals Am. Acad. Pol. & Sci.* 140 (2000).
- (7) James M. Peden, *Through a Glass Darkly: Educating with Zero Tolerance*, 5 *Kansas J. of L. and Public Policy*, 371 (2001).
- (8) *Opportunities Suspended*, supra note 1.
- (9) Russ Skiba and Reece Peece Peterson, *The Dark Side of Zero Tolerance*, 80 *Phi Delta Kappan* 372,

- 373 (January 1999).
- (10) *Id.*, at 373.
- (11) Victoria J. Dodd, *Student Rights : Can We Create Violence-Free Schools That Are Still Free ?*, 34 *New England L. R.* 623, 626 (2000).
- (12) Margaret Graham Tebo, *Zero Tolerance*, *ABA Journal* 41 (April 2000) ; Paul M. Bogos, “Expelled. No Excuse. No Exceptions.”— *Michigan’s Zero-Tolerance Policy in Response to School Violence : M. C. L. A. Section 380. 1311*, 74 *U. of Detroit Mercy L. R.* 357, 373 (1997).
- (13) 20 *U. S. C.* § 8921.
- (14) Kathleen M. Cerrone, *The Gun-Free School Act of 1994 : Zero-Tolerance Takes Aim at Procedural Due Process*, 20 *Pace L. R.* 131, 163 (1999).
- (15) Joan M. Wasser, *Note : Zeroing In On Zero Tolerance*, 15 *J. of L. and Politics* 747, 749 (1999).
- (16) Laura Beresh-Taylor, *Preventing Violence Ohio’s School*, 33 *Akron L. R.* 311, 323 (2000).
- (17) Rebecca Gordon, Libero Della Diana, and Terry Kenleher, *Zero Tolerance : A Basic Racial Report Card*, in *Zero Tolerance*, *supra* note 2, at 167–8, Bogos, *supra* note 12, at 376.
- (18) Patrick Richard Mckinney II, *On the School Board’s Hit List : Community Involvement in Protecting the First and Fourth Amendment Rights of Public School Students*, 52 *Hastings L. J.* 1323, 1324, n. 8 (August 2001).
- (19) Insley, *supra* note 6, at 1048–9 (2001).
- (20) Wasser, *supra* note 15, at 750.
- (21) *Id.*, at 750.
- (22) *Id.*, at 751.
- (23) *Id.*, at 749.
- (24) Heidi Heitkamp, *Safe Schools/Sound Solutions*, 34 *New England L. R.* 581, 583 (2000).
- (25) Insley, *supra* note 6, at 1049.
- (26) Bogos, *supra* note 12, at 381.
- (27) *Id.*, at 381.
- (28) *Id.*, at 381.
- (29) *Id.*, at 380.
- (30) Tebo, *supra* note 12, at 46. なお、拙稿「アメリカ・テキサス州の生徒排除処分と代替教育プログラム」『季刊教育法』129号、2001年6月号、55頁以下。
- (31) Insley, *supra* note 6, at 1058 ; Alexander Volokh, *A Brief Guide to School-Violence Prevention*, 2 *J. of L. and Family Studies* 99, 101 (2000).
- (32) Robert Schwartz and Len Rieser, *Zero Tolerance as Mandatory Sentencing*, in *Zero Tolerance*, *supra* note 3, at 128.
- (33) Michael Furlong, Gale M. Morrison, Gregory Austin, Jeannie Huh-Kim, and Rodney Skager, *Using Student Risk Factors in School Violence Surveillance Reports : Illustrative Examples for Enhanced Policy Formation, Implementation and Evaluation*, *Law and Politics* 271, 274 (July 2001).
- (34) National Center for Education Statistics and Bureau of Justice Statistics, *Indicators of School Crime and Safety*, 2000. (http : /nces. ed. gov/pubs2001/crime2000/index. asp)
- (35) Brouner, N. D., Simon, T. R., Krug, E. G. らの分析, DiGiulio, *supra* note 2, at 24.
- (36) Taylor, *supra* note 16, at 315 ; W. David Watkins and John S. Hooks, *The Legal Aspects of School Violence : Balancing School Safety with Student’s Rights*, 69 *Miss. L. J.* 641–3 (1999). なお、アメリカ最大の教員組合である全米教員協会 (American Federation of Teachers) は、ガン・フリー学校法の制定に積極的に取り組んだ, Wasser, *supra* note 15, at 748–9 ; Willian Ayer, Rick Ayers, and Bernardine Dohrn, *Resisiting Zero Tolerance*, in *Zero Tolerance*, *supra* note 3, at xv.
- (37) Insley, *supra* note 6, at 1060–1.
- (38) Mike Males, *School Violence Is Exaggerated By The Media*, in *School Violence* ed by Bryan J. Grapes, 22 (2000).
- (39) Anthony J. DeMarco, *Suspension/Expulsion-Punitive Sanctions From the Jail Yard to the School*

- Yard, 34 New England L. R. 565 (2000).
- (40) Schiraldi and Ziedenberg, *supra* note 3, at 117.
- (41) *Id.*, at 117.
- (42) Insley, *supra* note 6, at 1060-1.
- (43) Watkins and Hooks, *supra* note 36, at 643.
- (44) Taylor, *supra* note 16, at 322.
- (45) Patrick Pauken and Philip T. K. Daniel, Race Discrimination and Disability Discrimination in School Discipline : A Legal and Statistical Analysis, 139 Education Law Reporter 759, 760 (2000).
- (46) Wasser, *supra* note 15, at 770.
- (47) Opportunities Suspended, *supra* note 1.
- (48) Wasser, *supra* note 15, at 760-1.
- (49) Taylor, *supra* note 16, at 327.
- (50) Opportunities Suspended, *supra* note 1.
- (51) Skiba and Peterson, *supra* note 9, at 375.
- (52) *Id.*, at 374-375.
- (53) *Id.*, at 374-375. その他, たとえば学校に持ってきた6歳の少年の「凶器」はピーナッツバターをパンにつけるために祖母がランチ袋に入れて持たせたプラスチックナイフだった。高校生が「テロリストの脅威」とされたが, 映画「スピード」を皮肉ろうとした生徒会候補者の悪い思いつきのキャンペーンポスターだった, Tebo, *supra* note 12, at 41. 17歳の高校生が「私はあなたをすべて殺したい」という一文が入った詩を書いて教室のドアに貼ったところ, 学区の懲戒委員会はその詩は「暴力の脅威」にあたるという理由で当該年度の残余期間を停学処分にした。これに対し, アメリカ市民権連合は訴訟で訴え, 地区裁判所はその詩はなんら脅威を意味しないとして復学を認めた(カンサス州), Mckinney II, *supra* note 18, at 1325. また, 高校生が車の窓にボール紙のライフルの切り抜きを貼り出し, それが凶器の複製を持っているとみなされて退学になり(ノースキャロライナ州), 口紅が入っていない口紅の容器をもっていた13歳の少女が口紅を支えていたピンが凶器として使用される可能性があるとして退学になり(マサチューセッツ州), 8歳の生徒が教師に向けて「パン, パン, パン」と指をさしたため3日間の停学, などである。
- (54) Wasser, *supra* note 15, at 770-2.
- (55) *Id.*, at 770.
- (56) Schwarts and Rieser, *supra* note 32, at 128 ; Tebo, *supra* note 12, at 41.
- (57) DiGiulio, *supra* note 2, at 25.
- (58) Opportunities Suspended, *supra* note 1.
- (59) Bernardine Dohrn, “Look Out Kid/It’s Something You Did” : Zero Tolerance for Children, in Zero Tolerance, *supra* note 2, at 99.
- (60) Wasser, *supra* note 15, at 768. 学校の懲戒処分における人種差別的効果と障害児差別について, Pauken and Daniel, *supra* note 45, at 759 ; Philip T. K. Daniel and Karen Bond Coriell, Suspension And Expulsion in America’s Public Schools : Has Unfairness Resoluted From A Narrowing of Due Process ? 13 Hamline J. of Public Law and Policy (Spring 1992).
- (61) Pauken and Daniel, *supra* note 45, at 760.
- (62) Wasser, *supra* note 15, at 768.
- (63) Kevin P. Brady, Zero Tolerance or (In)Tolerance Policies ? Due Process and The Law of Student Suspensions and Expulsions : An Examination of Fuller V. Decatur Public School Board of Education School District 61 (Education Law Association Winter Seminar 2001).
- (64) Insley, *supra* note 6, at 1063.
- (65) Dohrn, *supra* note 59, at 98.
- (66) Anthony J. DeMarco, Suspension/Punitive Sanctions From the Jail Yard to the School Yard, 34 New England L. R. 565, 569 (2000).
- (67) 全米教育委員会協会 (National School Boards Association) は, すべての学齢生徒に十分な教育を保障しなければいずれは更生施設の設置などにかえって莫大な費用を必要とするだろう, と指摘

している, Taylor, *supra* note 16, at 340 n. 149.

- (68) アーウィン・ハイマンは、たとえば生徒が教師やスクールカウンセラーに相談することで助言が得られるより処分につながるかもしれないことを恐れ、教師と生徒の信頼関係が侵食ないしは喪失していると述べている, Tebo, *supra* note 12, at 44.
- (69) Reece L. Peterson, Jim Larson, and Russel Skiba, *School Violence Prevention: Current Status and Policy Recommendations*, 23 *Law & Policy* 345, 347 (July 2001); *Opportunities Suspended*, *supra* note 1.

なお、全米で40万人以上のメンバーを擁する全米法律家協会（ABA）は、公立学校でのゼロ・トレランス方針はその運用において人種差別的効果を有し、犯された行為の状況や性質あるいは生徒の背景をいっさい考慮することなく生徒を退学あるいは少年裁判所や刑事裁判所に送致することを命じるものであり、廃止を求める見解を採択をした（2001年2月）。

以下、ABAの生徒懲戒に関する提言とそれに添付された報告書を資料として紹介する。

〔1〕提言

- (1) 学校は銃の保持を許さないという強い方針を持つべきであり、学校を生徒が学習し成長できる安全な場所にするべきである。
- (2) 生徒が問題行動を起こしているとみなされる事件において、学校の教職員は適正手続きの原則に従い、個々の生徒と問題行動の特別の状況を考慮する健全な裁量を行使しなければならない。
- (3) 学校を危険な場所にしないで生徒の行動と学校風土を改善する退学処分あるいは検察に送致することに代替する方法を開発されなければならない。

〔2〕報告

ゼロ・トレランスは、生徒の非行に対するわが国の反応を表現する言い回しである。それは、学校はさまざまな違反行為を理由に生徒を自動的にかつ厳格に処罰することを意味している。それは、銃を持った生徒に対する連邦議会の反応であるが、銃を所持するケースは学校懲戒の事例のもっとも少ない部類である。実際には、それは生徒の間の脅迫行為から級友に鎮痛剤のアスピリンを与える事例まで含むあらゆる範囲の生徒の非行を対象としている。それは、学校が直面するすべての問題に対する一律機械的な解決策になっている。それは、生徒を犯罪人として再定義して、不幸な結果を生じさせている。

ゼロ・トレランスは、学校に銃を持ち込む生徒の重大な危険行為に的を当てているが、同時に他の凶器や凶器として使用可能なスイス・アーミーナイフのようなものも対象にするようになっている。それは、広範囲の行為を対象にする生徒の暴力あるいは暴力の脅威に対応する。理論的には、故意に非行を働く生徒を対象にしているが、同時に情緒上の問題あるいはその他の障害の結果として不品行な行為になったり学校とは無関係の合法的な活動のあとでポケットに品を入れ忘れてしまった生徒に適用される。

ゼロ・トレランスは、第1学年の生徒と第12学年の生徒を同一に扱う。

ゼロ・トレランスでは、いかに正当な説明があったとしても停学や退学の結果となる。多くの場合は、それはまた結果として生徒を逮捕するという事態を生じさせている。

不幸にして、ゼロ・トレランスは教育の領域に大人の命令的懲戒の概念を輸入する公教育の企てである。それは、大人の刑事司法制度によって排除されてきた命令的処罰の理論を採用している。州法と学区の政策は、学校を基盤にした違法行為に対し多様な制裁を適用するのではなく、6歳の生徒と17歳の生徒に退学に関する規則を同一に適用する。

(2002年9月25日脱稿)